

標準入札公告例

○ 公 告

次のとおり入札後審査型一般競争入札に付する。

令和〇年〇月〇日

契約担当者 ○○ ○○
(※知事又は地方局長)

1 入札に付する事項

(1) 業務名

○○○○ ○○第〇号測の〇 現場技術業務委託

(2) 業務内容

(3)に掲げる工事において、監督員が実施する現場技術業務の一部を、監督員の補助として監督員に代わり、施工状況の把握を〇回、工事検査の立会を〇回の合計〇回の現場技術業務を実施する。

主な業務内容は、次のとおり。

ア 対象工事の契約の履行状況を現場において把握する業務
イ 対象工事の施工状況と設計図書の照合等に関する業務

(3) 対象工事

ア 工事番号 ○○第〇号の〇

イ 工事名 ○○○○ ○○○○○○工事

ウ 工事場所 ○○市〇〇

エ 工事概要 工事延長 L=00m

○○工 V=000m³

オ 施工業者 ○○建設株式会社

○○市〇〇

カ 工期 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

(4) 履行期間

業務委託契約の成立の日の翌日から令和〇年〇月〇日まで

(5) 予定価格

000,000円 (000,000円 (消費税及び地方消費税を除く。))

(6) その他

ア この公告の業務の入札は、愛媛県電子入札運用基準(工事・業務) (平成17年8月17日制定)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、電子入札システムにより難い者は、契約担当者(知事又は知事の委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

【予定価格500万円以下の場合】

イ この公告の業務の入札は、愛媛県業務委託最低制限価格制

度実施要綱（令和4年6月1日制定。以下「最低制限価格制度実施要綱」という。）を適用する。

【予定価格500万円超の場合】

イ この公告の業務の入札は、愛媛県業務委託低入札価格調査実施要綱（令和元年10月1日制定。以下「低入札価格調査実施要綱」という。）を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

愛媛県知事に対し、建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）を提出している者のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 1 (3)オに掲げるこの公告の対象工事に係る施工業者又は当該業者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (6) 愛媛県内に本店を有する者であること。
- (7) この公告の公告日の前日から過去5年間に、愛媛県が発注した工事を受注した経験がない者であること。
- (8) 次の要件を満たす管理技術者を配置することができる者であること。

ア 次のいずれかの資格を有する者

- (ア) 一般社団法人全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）
- (イ) 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- (ウ) 一級土木施工管理技士
- (エ) 公益社団法人土木学会による特別上級技術者、上級技術

者又は1級技術者

(オ) 一般社団法人建設コンサルタント協会によるRCCM
(技術士部門と同様の部門に限る。)

イ 公告日の前日から起算して過去10年間に完了した次の同種業務又は類似業務の実績を1件以上有する者

なお、同種業務及び類似業務の実績には、元請業者の職員として従事した業務の経験のほか、出向し、若しくは派遣された業者の職員として従事した業務の経験、再委託を受けた業者の職員として従事した業務の経験又は発注者として従事した業務の経験を含む。また、発注者として従事した業務とは、国、都道府県、政令市の職員として、業務の監督、検査及び業務履行中又は完成時の履行状況の確認のいずれかに従事した業務をいう。

(ア) 同種業務： 愛媛県が発注した土木工事の監督に関する現場技術業務委託又は国、都道府県若しくは政令市が発注した土木工事に関する発注者支援業務

(イ) 類似業務： 国、都道府県若しくは政令市が発注した公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務又は土木工事における監理技術者の業務

(9) 次のいずれかの要件を満たす現場技術員を配置することができる者であること。

ア 一般社団法人全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（I）又は公共工事品質確保技術者（II）

イ 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）又は技術士補（建設部門）

ウ 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士

エ 公益社団法人土木学会による特別上級技術者、上級技術者、1級技術者又は2級技術者

オ 一般社団法人建設コンサルタント協会によるRCCM
(技術士部門と同様の部門に限る)

カ (8)イに掲げる同種業務又は類似業務の実績と同様の実務経験を1年以上有する者

なお、実務経験期間は、同種業務及び類似業務の実務経験期間を合算することができる。

キ 土木事業（農業土木事業、森林土木事業及び水産土木事

業を除く。)に関する技術的行政経験を10年以上有する者

3 入札参加資格の開札前の確認(以下「事前確認」という。)

(1) この入札に参加を希望する者は、電子証明書(I Cカード)を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で、次の申請書類を契約担当者に提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 入札参加資格確認資料

(2) (1)の申請書類は、入札説明書において示すところに従い作成しなければならない。

(3) (1)の申請書類の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和〇年〇月〇日(〇)から〇月〇日(〇)までの電子入札システムの稼働時間中(休日(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条に規定する県の機関の休日をいう。以下同じ。)を除く日の午前9時から午後8時まで(最終日にあっては、午後5時まで)をいう。以下同じ。)

イ 提出方法

(1)の申請書類は、電子入札システムにより、入札書と併せて提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあっては、8(6)に掲げる場所へ、(1)の申請書類を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。)により提出すること。

ウ 提出された(1)の申請書類は、返却しない。

(4) 事前確認の日時

令和〇年〇月〇日(〇)午〇〇時〇分

(5) 事前確認の方法

事前確認は、次に掲げるところにより行う。

ア 2の(1)から(7)までに掲げる要件

(1)の申請書類の記載内容等に基づき、当該要件を満たしているかどうかを確認する。

イ 2の(8)及び(9)に掲げる要件

(3)アの期間内に(1)の申請書類が不備なく提出されているかどうかを確認する。

(6) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、入札書を無効とし、開札しない。

なお、(1)の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

4 入札説明書の掲載等

(1) 掲載期間

令和〇年〇月〇日（〇）から〇月〇日（〇）まで

(2) 掲載場所

愛媛県入札情報公開システム

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/39222.html>

(3) 設計書等の貸与及び閲覧

図面、数量計算書及び仕様書については、令和〇年〇月〇日（〇）から〇月〇日（〇）までの間において、入札説明書に定めるところにより貸与し、又は閲覧に供する。

(4) 入札説明書について質問がある場合は、電子入札システムにより、令和〇年〇月〇日（〇）から〇月〇日（〇）までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。ただし、電子入札システムにより難い場合は、質問事項を記載した書面を持参又は郵送により提出することができる。詳細は、入札説明書による。

(5) (4)の質問に対する回答を記載した書面は、令和〇年〇月〇日（〇）から〇月〇日（〇）までの間において、入札情報公開システムにより公表する。

5 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札の期間

令和〇年〇月〇日（〇）から〇月〇日（〇）までの電子入札システムの稼働時間中

(2) 開札の日時

令和〇年〇月〇日（〇）午〇〇時〇分

(3) 開札の場所

愛媛県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

愛媛県〇〇地方局〇階〇〇室

（県庁及び中予地方局管内）

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁〇〇館〇階〇〇室

(4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあっては、(1)の期間内に8(6)に掲げる場所へ持参又は郵送により提出すること。

(5) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

【予定価格500万円超の場合】

ウ 低入札価格調査実施要綱第3条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者は、令和〇年〇月〇日（〇）午後5時までに、入札説明書に定めるところの資料を8(6)に掲げる場所へ持参して提出すること。

6 落札者の決定方法

(1) 開札後は、落札者の決定を保留し、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）第133条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で

【予定価格500万円以下の場合】

最低制限価格制度実施要綱第3条第1項に規定する最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低価格をもって入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）に対して、次の追加資料の提出を求めるので、電子入札システム、FAX、電子メール又は持参により、8(6)に掲げる場所へ、別途指定する日時までに速やかに提出すること。提出がなかった場合は、会計規則第139条に基づき当該入札を無効とし、次順位者に対して追加資料の提出を求めるものとする。

【予定価格500万円超の場合】

最低価格をもって入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）に対して、次の追加資料の提出を求めるので、電子入札システム、FAX、電子メール又は持参により、8(6)に掲げる場所へ、別途指定する日時までに速やかに提出すること。提出がなかった場合は、会計規則第139条に基づき当該入札を無効とし、次順位者に対して追加資料の提出を求めるものとする。なお、最低価格入札者が行った入札が会計規則

第133条の2第2項の規定による調査の対象である場合は、必要に応じて最低価格入札者以外の入札参加者に対しても追加資料の提出を求めることがある。

ア 2(8)及び(9)の管理技術者及び現場技術員の資格を証する書類

イ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者にあっては、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し

- (2) 最低価格入札者から提出された3(1)の申請書類及び(1)の追加資料の内容を審査し、入札参加資格を満たしていると認められる場合には、最低価格入札者以外の入札参加者の審査を省略し、最低価格入札者を落札者と決定して審査を終了する。なお、最低価格入札者が2者以上あるときは、追加資料の提出を求める前に当該入札者にくじを引かせて最低価格入札者として審査を行う順位を決定する。最低価格入札者が入札参加資格を満たしていないと認められる場合には、次順位者から順に、落札者が決定するまで同様の手続を行う。ただし、落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。
- (3) (2)の審査により入札参加資格を満たしていないと認められた者（3(1)の申請書類及び(1)の追加資料が不備であった場合も含む。）が行った入札については、会計規則第139条に基づき入札を無効とする。
- (4) 落札者の決定は、原則として、令和〇年〇月〇日（〇）までに行う。ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。
- (5) 落札者が決定した場合は、直ちにすべての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。
なお、入札結果は、契約締結後、入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。
- 7 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明
- (1) 3(6)又は6(3)において、入札参加資格を認められなかった者に対しては、書面により通知するものとする。
- (2) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、

契約担当者に対して書面により説明を求めることができる。この場合、令和〇年〇月〇日（〇）までの受付期間中（休日を除く日の午前8時30分から午後5時までをいう。）に当該書面を持参又は郵送により提出しなければならない。

(3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、令和〇年〇月〇日（〇）までに、書面により行う。

(4) (2)の書面の提出先は次のとおりとする。

8 (6)に掲げる場所

8 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、3に掲げる事前確認の結果、会計規則第137条の規定に該当すると認められた者については、入札保証金の納付を免除する。

イ 契約に際しては、請負代金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、6(2)に掲げる審査の結果、会計規則第154条の規定に該当すると認められた場合は、契約保証金の納付を免除する。

【予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える場合】

(2) 業務委託費内訳書の提出

ア 入札に際し、入札書に記載される金額に対応した業務委託費内訳書を電子入札システムにより併せて提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあっては、5(1)の期間内の受付時間中に(6)に掲げる場所へ入札書と併せて持参又は郵送等により提出すること。

イ 業務委託費内訳書には、項目及び工種ごとに、金額を記載すること。

ウ 提出された業務委託費内訳書は、返却しない。

(3) 入札の無効等

入札参加資格を有しない者及び3(1)の申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札者心得、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、委託契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなつた場合には、当該委託契約を締結しないことがある。

(6) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

愛媛県○○地方局出納局出納室

〒000-0000

愛媛県○○市○○町○丁目○番地○

電話番号 000(000)0000

FAX番号 000(000)0000

電子メール ○○○@○○○.○○○

(県庁及び中予地方局管内)

愛媛県出納局会計課

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089(968)2783

FAX番号 089(943)6891

電子メール kaikei@pref.ehime.lg.jp

(7) 設計書の貸与、閲覧に供する場所

愛媛県○○地方局○○部○○課

〒000-0000

愛媛県○○市○○町○丁目○番地○

電話番号 000(000)0000 FAX

番号 000(000)0000

電子メール ○○○@○○○.○○○

(8) その他

詳細は、入札説明書による。